

高知県地域公共交通活性化協議会要綱

(目的)

第1条 高知県地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、高知県地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施等に関する協議を行うとともに、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第15の4第2号の規定により、地域住民の生活のために必要な旅客運送を確保するための枠組みづくりその他生活交通について協議を行うために設置する。

(事務局)

第2条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、高知県総合企画部交通運輸政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務・協議・調整を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 県の補助金を活用する広域的バス路線に関すること。
- (5) 国の補助金を活用する広域的バス路線に関すること。
- (6) 路面電車に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 高知県
- (2) 市町村
- (3) 公共交通事業者等
- (4) 道路管理者
- (5) 公安委員会
- (6) 第1条の目的の達成のために必要な者

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の一部又は全部を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、その限りにおいて非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地域ブロック会等)

第8条 協議会には、第3条の各号に掲げる事項に関して、地域の実情に応じた協議等を行うため、別表のとおり地域ブロック会及び検討会(以下「地域ブロック会等」という。)を設置し、それぞれ会長を置く。

- 2 会長は事務局に協力するものとする。

(地域ブロック会等の会議等)

第9条 地域ブロック会等での決議事項や意見は協議会に報告することとし、協議会はその報告を尊重しなければならない。

- 2 第3条第4号、第5号及び第6号に係る審議は地域ブロック会等で行うものとし、地域ブロック会等での決定を協議会での決定とみなす。
- 3 その他地域ブロック会等の運営に関しては各地域ブロック会等において定めるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第 10 条 協議会及び地域ブロック会等で協議が整った事項について、協議会及び地域ブロック会等の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(経費の負担)

第 11 条 協議会の運営に要する経費は、国、地方公共団体からの補助金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第 12 条 協議会に監査委員を 1 名置く。

2 協議会の出納監査は、委員となるべき者の中から、選任する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 13 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 14 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 5 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 3 月 19 日から施行する。

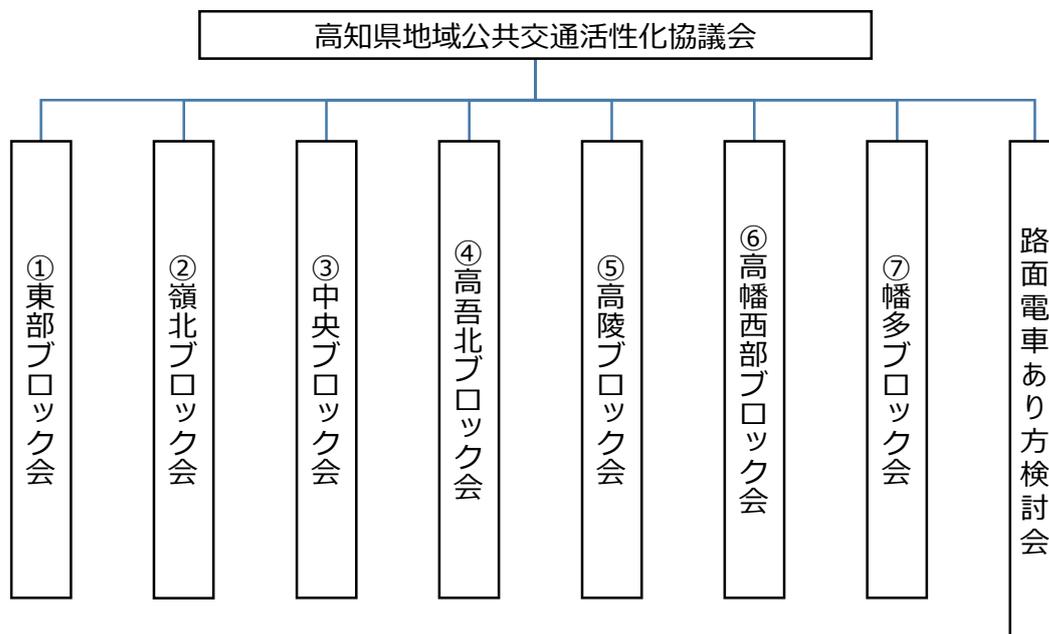
附則

この要綱は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。

<組織図>



《各ブロック会構成市町村》

(令和7年4月1日現在)

東 部	嶺 北	中 央	高吾北	高 陵	高幡西部	幡 多
室戸市	土佐町	高知市	佐川町	須崎市	四万十町	四万十市
安芸市	本山町	南国市	仁淀川町	土佐市	中土佐町	宿毛市
香南市	大豊町	土佐市	越知町	中土佐町	黒潮町	土佐清水市
東洋町	大川村	香美市		禰原町		大月町
奈半利町	いの町	いの町		津野町		三原村
田野町	南国市	日高村				黒潮町
安田町	香美市					
北川村						
馬路村						
芸西村						
高知市						
南国市						